

令和8年度 諏訪市総合教育会議

日時 令和8年6月12日（金） 午前10時00分
会場 諏訪市役所3階 302会議室

【次 第】

1. 開 会

2. あいさつ

- ・ 市 長
- ・ 教 育 長

3. 報告

- (1) 諏訪市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定について

4. 議題

- (1) リニューアル後の諏訪市文化センターのビジョンと運営方針の策定に向けて

- (2) その他

5. 閉 会

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条 第5条関係】

施行期日

1 及び 2 については、令和8（2026）年4月1日

3 については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

諏訪市立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

抜粋

1. 計画の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

諏訪市の学校教育において目指すものは、全ての子どもは、自ら伸びようとする主体的で能動的な存在であるという子ども観を前提に、子どもたちの学びが深まり、自分らしさを発揮しながら楽しい学校生活を送ることができることであり、こども基本法の基本理念に立ち、自ら学び、自らの力で課題に立ち向かう意欲を持った子ども、故郷への愛着を持ちながらも幅広い視野で考え行動できる子どもを育む教育を推進する。

目標の実現に向け、全ての小中学校、全ての授業で、質の高い授業を実現するために、また、教育職員が子どもと向き合う時間を確保するために、学校と教育職員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善する行動計画として本計画を定めるものとする。

(2) 諏訪市の現状

教育委員会では、教育職員の働き方改革を進めるため、以下のとおり規程を整備するとともに、統合型校務支援システムや出退勤ソフトを導入し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

【規程整備のこれまでの流れ】

平成 29 年 9 月 諏訪市立小・中学校における教育職員の勤務時間の割振り実施要領の施行

平成 31 年 4 月（毎年度更新） 諏訪市業務改善計画の策定

令和 2 年 4 月 学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正による業務を行う時間の上限の設定

こうした取組の結果、当市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間以下の教育職員の割合
小学校	月 42.35 時間	61.2%
中学校	月 41.43 時間	61.8%

年平均、月 45 時間を上回る教育職員の割合いずれの項目においても、中学校のほうが小学校よりも少ない状況である。また、1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は、小中学校ともに 38%を超えており、業務の見直しを更に進めていく必要がある。

このような当市の現状を踏まえ、給特法第 8 条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。
- ・ 1 か月の時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%にする。

	年平均	月 45 時間以下の教育職員の割合
小中学校	月 30 時間	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 全国学力・学習状況調査の質問調査における「学校に行くのが楽しい」と回答する児童生徒の割合を 90%以上とする。
- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 12 日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下とする。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 75.0 以下とする。
- ・ ストレスチェック集団分析項目である「働きがい」の評価数値を 3.2 以上とする。

諏訪市業務量管理・健康確保措置実施計画（概要版）

【計画期間 令和8年度～11年度】

諏訪市教育委員会

1 計画の趣旨

すべての小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、また教員が子どもと向き合う時間を確保するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善する行動計画として、本計画を定める。

2 目標（抜粋）

- ・時間外在校等時間 45 時間/月以下 100% ・「学校に行くのが楽しい」（全国学調）90%以上

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（1）意識改革と学校業務の見直し、協業化・分業化・外部化・システム化による業務の削減

学 校

- ・統合型校務支援システム C 4 th による在校等時間の管理、自身の勤務状況を把握、改善
- ・定時退校日の設定
- ・勤務時間の割振りの年間計画等への明示
- ・会議の精選（回数、内容の重点化等）
- ・会議等の開始時刻と終了時刻の明記
- ・長期休業中の学校閉庁日の設定
- ・学校徴収金の集金方法の改善(③)
- ・年間計画、日課の工夫（開門時刻、学校行事、長期休業、勤務の割振りの明示等）(①②⑫⑰)
- ・家庭への通知、欠席連絡等に LEBER の活用(⑥) ・学校だより等、広報のペーパーレス化(⑦)
- ・専門スタッフ（支援員、SC、SSW、教員業務支援員、部活動指導員等）の活用(⑥⑪⑬⑭⑮⑱)
- ・統合型校務支援システム C 4 th の活用(⑫) ・LITALICO 教育ソフトの活用(⑮⑲)
- ・学習評価のあり方の検討、面談等の機会の充実(⑩) ・採点ソフトの活用（中学校）(⑫) など

市教委

- 学校職員の勤務時間等に関する規定の改正により、業務を行う時間の上限を規定
- 諏訪市立小・中学校における教育職員の勤務時間の割振り実施要領を設置
- 時差勤務実施要領を設置 ・時間外留守番電話の徹底 ・リモートワークのための環境整備
- ・学校徴収金の公会計化の検討(③) ・県のスクールロイヤー制度活用のための予算化(⑤)
- ・専門スタッフ（支援員、SC、SSW、教員業務支援員、部活動指導員等）の任用(⑥⑪⑬⑭⑮⑱)
- ・会議、調査等の精選(⑥) ・各種案内等の家庭配信を LEBER で一元管理(⑥)
- ・ICT 機器等の保守、管理の委託、ICT 支援員の任用(⑧) ・夜間警備の外部委託の継続(⑩)
- ・学校プールや体育館等の管理等の委託を研究(⑨) ・統合型校務支援システム C 4 th の活用(⑫)
- ・LITALICO 教育ソフトの導入と運用(⑮⑲) ・採点ソフトの中学校への導入(⑫) など

（2）家庭・地域・関係機関・企業との連携・協業体制の構築

学 校

- ・コミュニティスクールの活用(①④⑭)
- ・学校事務職員の教務会への位置付け
- ・学校の基本情報、児童生徒の活動、教職員の研修等のホームページでの発信 など

市教委

- ・地域学校協働活動の連絡調整方法の整備(④)
- ・大学、企業等との連携推進
- ・部活動地域連携等協議会の設置(⑬)
- ・部活動地域移行モデル事業実施(⑬) など

（3）ワーク・エンゲージメントの高い職場づくりとワーク・ライフ・バランスの実現

学 校

- ・部活動ガイドラインにもとづく運営方針の策定と、基準に沿った運営の徹底(⑬)
- ・安全衛生委員会の定期的開催
- ・対話があり同僚性を高め続ける職場 など

市教委

- ・部活動ガイドラインの運用(⑬)
- ・地域を学ぶ校外教員研修の拡充
- ・年単位の変形労働時間制の研究
- ・フレックスタイム制度の研究 など

※ ○数字は、国が「指針」で必要な措置を講ずることと示している項目（いわゆる「3 分類」）



リニューアル後の諏訪市文化センターの ビジョンと運営方針の策定に向けて

令和8年6月12日
生涯学習課

文化センター大規模改修工事の進捗について

令和7年08月	建築主体工事 契約締結
令和7年09月	建築主体工事 現場着手 緞帳保存活用委託業務 一部搬出作業
令和7年10月	備品等 搬出作業
令和7年11月	第1回文化庁技術指導
令和8年03月	第2回文化庁技術指導
	電気設備・機械設備工事 契約締結
令和8年04月	電気設備・機械設備工事 現場着手



大屋根部分解体



鉄骨搬入（クローラークレーン）

目次

1. 諏訪市文化センター運営検討委員会の経過報告

1-1. 運営検討委員会の概要

1-2. 運営検討委員会の主な内容

1-3. 運営検討委員会の総括

2. リニューアル後のビジョン・運営方針の策定に向けて

1. 諏訪市文化センター運営検討委員会の経過報告

目的

1. 当館の特徴を活かしつつ、「文化芸術に親しみ、生涯にわたって自発的に学び続け、個人やグループが学んだ成果を活かし、文化芸術を通じて仲間を広げ、人と人がつながる」ための施設管理や運営を検討する。
2. 改修後、新たな賑わいの創出を図るための施設管理や運営を検討する。

※任期は 2 年間（令和6年7月29日～令和8年7月28日）

メンバー

（敬称略）

名前	分野
二村 悟	学識経験者
高見 俊樹	学識経験者
石城 正志	文化芸術関係者
中島 昌之	文化芸術関係者
宮嶋 孝枝	文化芸術関係者
木村 修子	園児または児童生徒の保護者
河西 風花	市内高等学校の生徒

名前	分野
三澤 凜（～R8.3.31）	市内高等学校の生徒
高津 璃子（～R7.3.31）	市内高等学校の生徒
花岡 日珠（R7.4.1～R8.3.31）	市内高等学校の生徒
牛越 雅紀	教育関係者
金子 雄二	まちづくり関係者
石田 名保子	公募による市民
山田 佳子	公募による市民
宮坂 寿子	公募による市民

1-1. 運営検討委員会の概要

1. 諏訪市文化センター運営検討委員会の経過報告

全体経過

抽象

検討の流れ

ワークショップにより、思い描く諏訪市文化センターの**未来像**や**事業展開などを具現化**



アイデアを基にしたトライアルイベントを実施し、**新たな使い方や賑わい創出について、より現実的な視点から検証**



専門家との意見交換や研修参加により、**具体的な検討に向けた先進事例などの共有**



ビジョンや運営方針など、**リニューアルに向けたより具体的な項目の検討**

具体

年度	回	日程	検討事項
R 6 年 度	1	R6.7.29	運営検討委員会の進め方および大規模改修の取組状況について
	2	R6.8.30	ワークショップ① 「生まれ変わる文化センターでやりたいこと、楽しみたいことは？」
	3	R6.10.22	ワークショップ② 「施設の将来像と事業展開を深掘りしよう！」
	4	R6.12.17	ワークショップ③ 「ホワイエで開催できるイベントを企画し、実践しよう！」
	5	R7.3.24	トライアルイベントについて
R 7 年 度	6	R7.6.10	意見交換会「文化施設の活用と魅力発信について」
	7	R7.11.10	賑わいスペースの使い方/利用規則および料金体系について
	8	R8.2.5	運営方針および運営体制について
	9	R8.3.24	リニューアル後のビジョン・運営方針等について

ワークショップの開催

WS①「生まれ変わる文化センターでやりたいこと、楽しみたいことは？」

キーワード

- 芝生やホワイエの活用
- 多世代の交流・イベント
- 施設の機能/新しい使い方
- 学生の利用



■二村先生のアドバイス

キーワードの視点を改めて将来像を明確にし、誰に対してどこで事業展開するかを深掘りしては？

WS②「施設の将来像と事業展開を深掘りしよう！」

将来像

- 文化芸術/発表の場
- 多世代交流/憩いの場
- 防災の拠点
- 若者や学生が集まる場



■二村先生のアドバイス

さらに具体化する上で、文化財の活用という視点で重要となる「できることからやってみる」を実践しては？

WS③「ホワイエで開催できるイベントを企画し、実践しよう！」

案

- コンセプト「若者（高校生）向けのミニコンサート」



トライアルイベント「アオハルminiコンサート in 文化センター」の開催



1-2. 運営検討委員会の主な内容

1. 諏訪市文化センター運営検討委員会の経過報告

トライアルイベント「アオハルminiコンサート in 文化センター」

■日程

令和7年3月20日（木・祝）

■時間

14:00～16:00

■会場

諏訪市文化センター ホワイエ

■出演

○諏訪清陵高校：音楽部、室内コンチェルト部

○上諏訪中学校：吹奏楽部

○諏訪中学校：吹奏楽部

○諏訪西中学校：吹奏楽部（金管八重奏）

○諏訪南中学校：吹奏楽部、合唱部

■その他

キッチンカーの出店（クレープ、コーヒー）



トライアルイベントの検証結果



ホワイエを活用した賑わい創出のポイント

Point 1

ホワイエの特性を活かしたイベントの開催

- ・ホワイエのキャパシティや音響環境を生かした定期的なイベントの開催

Point 2

多世代交流の場

- ・若者が発表できる場の提供
- ・子どもから高齢者まで多世代が交流できる場の提供

Point 3

気軽に立ち寄れる空間づくり

- ・ソファやベンチ、WiFiの設置など 快適性の向上
- ・芝生や図書館との連携

Point 4

広報と飲食の充実

- ・SNS活用の強化
- ・キッチンカーなど飲食の充実

専門家との意見交換

■信州アーツカウンシル ゼネラルコーディネーター のむら まさし 野村政之 氏

1978年長野県生まれ。舞台芸術の創作現場と、文化行政・支援の仕事に並行して携わる。大学から演劇活動を始め、長野県内の公共ホール勤務、東京の小劇場での活動、アーツカウンシル東京アーツアカデミー調査員、沖縄アーツカウンシルプログラムオフィサー、長野県県民文化部文化政策課文化振興コーディネーターなどを経て、2022年4月より現職。



意見交換会

- 地域の人達の主体性と連携しながら、公共文化施設の価値を市民と共有していくのがよい。
- 諏訪市文化センターは、ユニークな建築と庭が近いという空間的な個性がある。
- まちづくりの視点や周辺エリアとの連携を考えると、文化芸術に馴染みがある人だけでなく、色々な人が庭やホワイエを往来しながら新しい出会いを見つける場所になるのがよい。
- サードスペースとして落ち着ける場所になれば文化的な出会いに繋がるのかもしれない。

研修（相談会）

- 館の方向性に地域ニーズを反映させることがさらに重要視されてきている。
- 文化芸術分野だけでなく、様々な分野（福祉、子育て、防災など）に対応できる人材や体制が必要。
- 市民と一緒に何かを創る場所にすれば自然と人が集まる。

委員からの主な意見（一部抜粋）

■ビジョン/運営方針

- ・観光業界と一緒にプロモーションするなど、情報発信を強化してほしい。
- ・専門スタッフをただ配置するだけでなく、市民団体などが関わる中でスタッフが育っていく仕組みが重要である。
- ・文化的価値を知ってもらうことに加え、いかに市民に愛され、未来へ繋いでいくべき施設だということを感じてもらうかが重要である。
- ・広域避難所としての防災の備えが必要である。

■運営体制

- ・ホールの貸館事業には、専門スタッフも関わるべき。
- ・文化センターの中にイベントの企画や運営を行うボランティアの学生団体を入れてみてはどうか。
- ・市民が思いを形にする仕組みや専門性を持った人がサポートしてくれるなどの体制が大切。
- ・将来的に市民が照明や音響をできる体制など、育成という視点はとても素晴らしいことだと思う。
- ・専門スタッフは安全性の確保など責任を伴うので、組織として委託なのか常駐なのかなど、きちんと決めていく必要があると思う。

運営検討委員会の総括

計9回の委員会を開催し、リニューアル後の活用等に関する多くのご意見をいただいた。

令和6年度

- 委員会の中で計3回のワークショップを実施し、文化センターの将来像や具体的な事業展開など、活発な意見交換をしていただいた。
- ワークショップで提案いただいたアイデアをもとに、トライアルイベントをホワイエで開催し、リニューアル後の文化センターを活用する上での検証を行った。

令和7年度

- 信州アーツカウンシルのゼネラルコーディネーターである野村氏との意見交換を実施したほか、事務局で各種フォーラムに参加し、先進事例の共有を図った。
- リニューアル後の活用を検討する上で重要となる賑わいスペースの使い方や、利用規則/料金体系、運営方針/体制について、様々な視点からご意見をいただいた。
- リニューアル後の管理運営の基礎となるビジョンおよび運営方針等について、ご意見をいただきながら素案を作成した。

2. リニューアル後のビジョン・運営方針の 策定に向けて

2. リニューアル後のビジョン・運営方針の策定に向けて

ビジョン

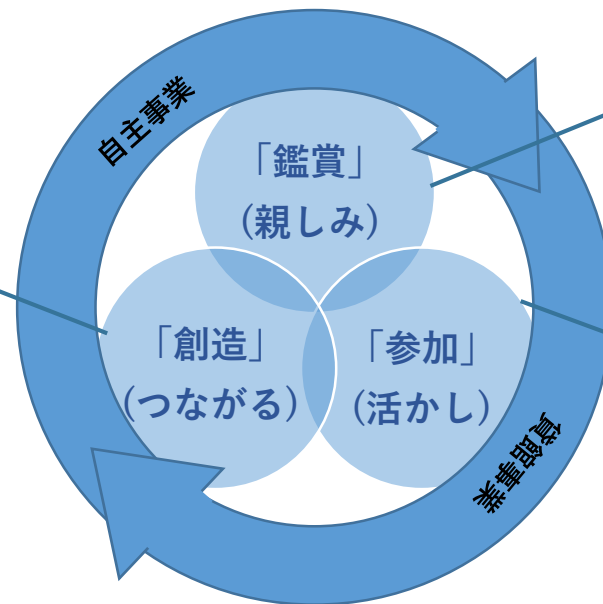
基本理念:「親しみ」「活かし」「つながる」文化芸術活動の拠点

文化芸術に**親しみ**、生涯にわたって自発的に学び続け、個人やグループが学んだ成果を**活かし**、文化芸術を通じて仲間を広げ、人と人が**つながる**施設運営を目指し、**文化芸術活動の拠点**として駅周辺の魅力向上に寄与します。

基本理念を実現するためのアプローチ (方針・具体的な取組)

自ら文化センターを利用した文化活動を企画(創造)し、実施する。

- 具体的な取組例
- ・多世代交流の創作イベント
 - ・学生主催イベント(ファッションショー、学生フェスなど)
 - ・ステージで聴くベーゼンドルファー
 - ・中庭を活用した市民と利用者協働の空間づくり
 - ・専門スタッフ配置 など



文化センターを利用した文化活動を鑑賞する。

- 具体的な取組例
- ・古典芸能公演、文化芸術発表会、上映会
 - ・文化芸術に関する講演会や研修会
 - ・ホワイエや芝生を活用した公演 など

文化センターを利用した文化活動に自ら加わり、表現活動に参加する。

- 具体的な取組例
- ・芸能祭、文化祭
 - ・市民参加型のイベント提案
 - ・学生ボランティアやサポートメンバー育成
 - ・能楽/和楽器体験、古典芸能講座 など

多世代交流 (賑わいの場の活用、近隣施設との連携など)

広報宣伝 (情報発信や情報提供、営業活動の強化など)

事業を展開する中で活かしたい諏訪市文化センターの特徴

1. 伝統芸能に適した舞台構造、寄席をイメージさせる客席配置、聴講などに適したホール
2. 会議や講座のほか、即売会や展示会、音楽など多様な用途で使用可能な集会室・リハーサル室など
3. 広い芝生を正面に有するユニークな空間と、上諏訪駅から市街地へのハブとなる立地
4. 市街地の中で、広い敷地を活用した大型駐車場の完備
5. 諏訪の産業史を物語る文化遺産(吉田五十八による建築作品であり、国登録有形文化財)

耐震化を図り、防災拠点としての機能向上による安心・安全な施設

住民参加により

特徴や機能を活かし

文化芸術活動の拠点として駅周辺の魅力向上

2. リニューアル後のビジョン・運営方針の策定に向けて

運営方針

諏訪市文化センターの基本理念を実現するために、運営方針について以下の5つの項目に整理した。

① 伝統芸能など優れた文化芸術に親しむことができる拠点づくり

諏訪市文化センターの特徴を活かし、伝統芸能など多様かつ質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供することで、市民が文化芸術に親しむことができる拠点をめざします。

② 市民の活動を活かしながら文化芸術活動を創造できる体制づくり

文化芸術活動に取り組む市民をサポートし、参加を促す仕組みや体制を整えながら、文化芸術活動を創造・提供できる専門スタッフの配置や育成に取り組みます。

③ 誰でも気軽に立ち寄れ、人と人がつながる居場所づくり

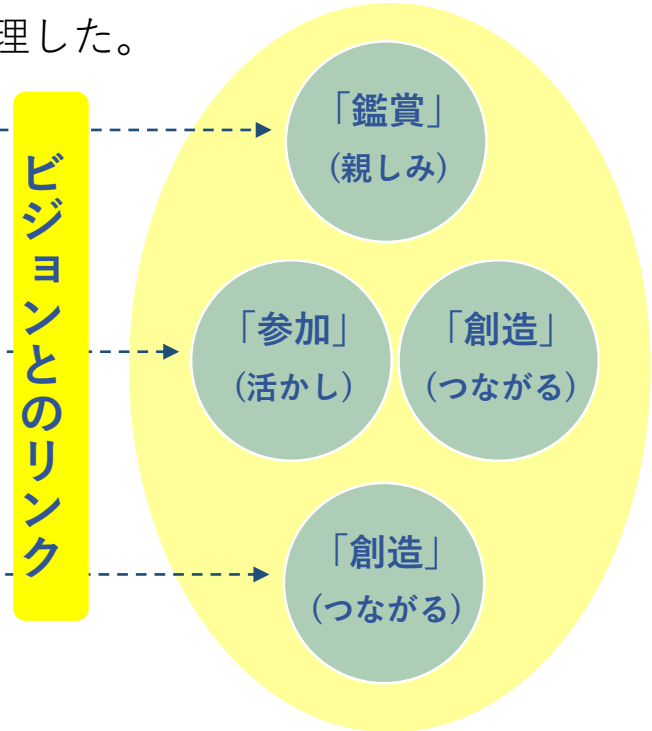
いつでも気軽に集うことができ、子どもや学生、子育て世代、お年寄りなど全ての世代の交流が生まれるような居場所をつくれます。

④ 文化財としての歴史的価値を体感できる環境づくり

諏訪市の誇る文化財としての価値を含めた魅力発信を強化し、全ての人がその価値を体感できる環境を整えることでシビックプライドの醸成につなげます。

⑤ 防災拠点として安心・安全に活用できる施設づくり

広域避難所としての各種機能および物資を整備し、安心・安全で活用できる施設をめざします。



2. リニューアル後のビジョン・運営方針の策定に向けて

利用イメージ (1F)

リハーサル室

ホール利用者のリハーサル、ダンス、合唱、小規模の吹奏楽など



運営方針①

中庭

日常的に落ち着ける賑わいスペース

【委員の声】

利用者や市民と一緒に何かを創り上げる空間

運営方針③

ホール

伝統芸能、音楽、講演会、演劇、式典・大会など



運営方針①・④

防災倉庫

有事に備えた防災物品などの保管

運営方針⑤



ホワイエ

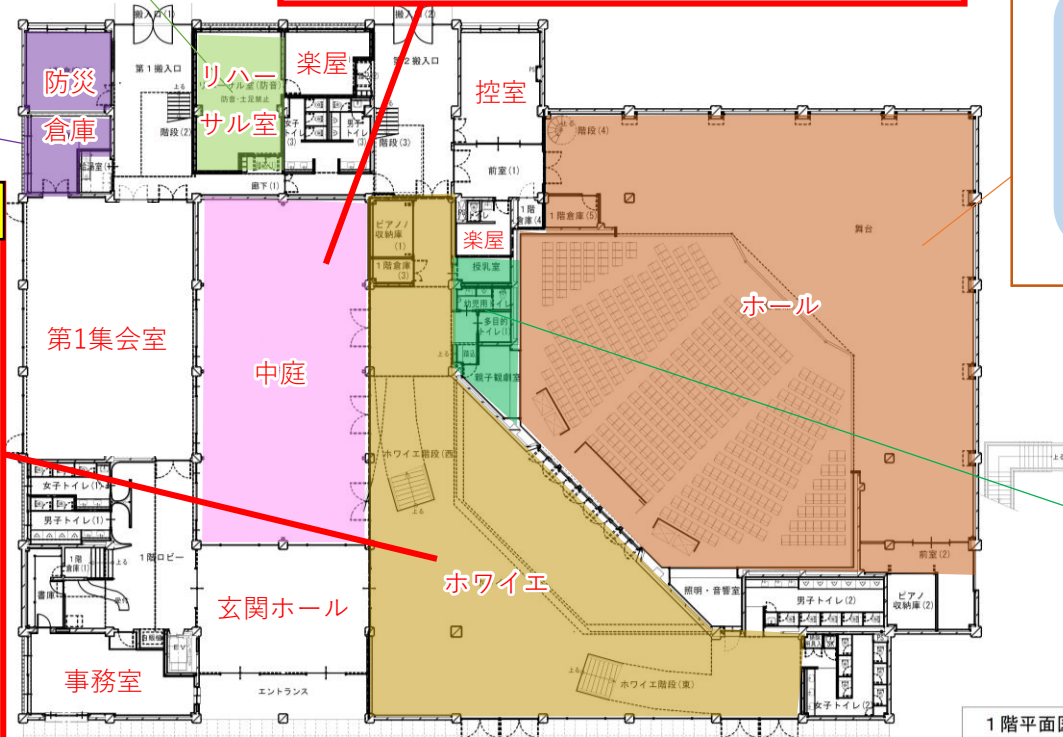
日常的に落ち着ける空間、小規模イベント、展示会など



運営方針①・③・④

【委員の声】

- ・コンサートやファッションショー、展示など、定期的な小規模イベントの開催
- ・芝生や中庭とつながりを持たせて、気軽に立ち寄れる空間づくり



1階平面図

授乳室、幼児用WC、親子観劇室

運営方針③

子育て世代に使いやすい設備



イメージ図

2. リニューアル後のビジョン・運営方針の策定に向けて

利用イメージ（2F/芝生）

第4集会室

運営方針①

防音仕様で、会議だけでなく音楽などの利用も可能

シャワー室

運営方針①

歌舞伎など伝統芸能の演者やリハーサル室利用者など

楽屋

運営方針①

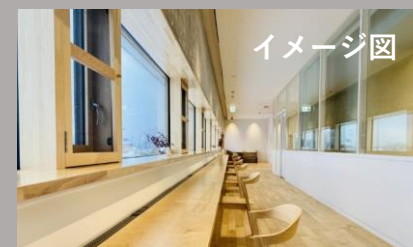
出演者の楽屋や控え室など



フリースペース

運営方針③

楽屋として利用がない場合は、学習スペースやワークスペースとして開放



ユーティリティスペース

運営方針③

利用者の休憩スペースや備品保管など、様々な用途に対応可能

第5集会室、第6集会室

会議、学習スペースなど

第2集会室

会議、講演会、展示会など

※可動壁により最大3部屋に分割可能



第3集会室

会議、小規模な講演会など

運営方針④

芝生エリア

運営方針③

日常的に落ち着ける賑わいスペース、野外イベント、近隣施設との連携イベントなど



【委員の声】

- ・ホワイエと連動したイベントの開催
- ・自由に飲食ができる落ち着ける居場所

2. リニューアル後のビジョン・運営方針の策定に向けて

運営体制

運営方針②

■運営体制のイメージ

基本理念に基づく文化芸術の振興及び賑わいの創出に資する事業を展開するため、幅広い視野で管理運営の体制を検討する。

